

＜環境省ニュース＞

環境研究総合推進費の令和6年度新規課題公募について

環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）は、環境省が必要とする行政要請研究テーマ（行政ニーズ）を提示し、独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）が課題の公募、審査、資金配分、進捗管理等を行う環境政策貢献型の競争的研究研究費です。例年、9月から10月にかけて1か月ほどの期間、新規課題の公募を行っており、これまで地方環境研究所からも多数の応募をいただいています。

今般、「令和6年度新規課題公募」を令和5年9月13日～10月17日に実施し、現在、採択に向けて審査を進めているところです。第一次審査（書面）及び第二次審査（ヒアリング）を経て採択された課題は、令和6年4月より研究開始となります。

本稿では、今回公募のトピックス及び行政ニーズについて紹介いたします。

1. 今回公募のトピックス

1) ミディアムファンディング枠

環境政策への貢献が期待できる研究課題を広く公募する「環境問題対応型研究」の公募区分では、自然科学分野から人文・社会科学分野まで多様な分野からの研究提案、若手研究者からの研究提案等、より多くの研究提案に機会を提供するため、令和4年度より、従来の研究開発費の支援規模が年間4,000万円以内の申請枠に加えて、年間2,000万円以内で実施する課題の申請枠である「ミディアムファンディング枠」を設けています。

ミディアムファンディング枠については、一定の採択枠を設けて積極的な採択を行います。

2) 革新型研究開発（若手枠A/B）

革新型研究開発（若手枠）は、研究代表者及び研究分担者の全てが「令和6年4月1日時点で40歳未満であること」、または「令和6年4月1日時点で博士の学位取得後8年未満であること」（産休・育休期間を除く）を要件とする、新規性・独創性・革新性に重点を置いた若手研究者向けの申請枠です。人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、従来の研究開発費の支援規模が年間600万円以内の申

請枠（若手枠A）に加えて、令和4年度より年間支援規模300万円以内の申請枠（若手枠B）を設けています。

若手枠A/Bとも、一定の採択枠を設けて積極的な採択を行います。また、研究者の事務負担を軽減するため、中間評価・事後評価ヒアリング評価から書面評価への変更、半期レポートの簡略化等の取組を進めています。

その他の公募区分や詳細については「表1 令和6年度新規課題の公募区分」や、ERCAウェブサイトを御参照ください。

今回の令和7年度新規課題公募の開始時期は令和6年9月頃を予定しています。引き続き地方環境研究所からも積極的に応募いただきますよう、ご検討の程、よろしくお願いたします。

参考：ERCAウェブサイト 環境研究総合推進費新規課題の公募について（令和6年度）

https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/r06_koubo_1.html

表1 令和6年度新規課題の公募区分

公募区分	最大年間支援額	研究期間
環境問題対応型研究（一般・技術実証型）	4千万円	3年以内
環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）	2千万円	
次世代事業（補助率1/2）	1億円又は2億円	
革新型研究開発（若手枠A）	6百万円	
革新型研究開発（若手枠B）	3百万円	
戦略的研究開発（I）	3億円	5年以内

2. 今回公募の行政ニーズ

環境政策貢献型の競争的研究費である推進費においては、研究課題の募集にあたり、環境省が設定する行政ニ

ーズに沿った研究開発の推進を求めています。

今回の公募では、統合領域で7件、気候変動領域で6件、資源循環領域で6件、自然共生領域で11件、安全確保領域で13件の合計43件の行政ニーズを提示しました。

行政ニーズの策定にあたっては、各都道府県及び政令指定都市等の環境担当部局宛てに地方ニーズの照会を行っており、今回提示した行政ニーズの中には、地方公共団体からの提案いただいたニーズに対応・関係するものも含まれており、本稿で紹介致します。

今後、令和7年度新規課題公募における行政ニーズ策定にあたり、各都道府県及び政令指定都市等の環境担当部局長宛てに地方ニーズの照会をする予定です。多くのご提案をお待ちしておりますので、ご検討の程、よろし

くお願いいたします。

その他の行政ニーズを確認されたい場合は、次参考サイトにある「(別添資料1) 令和6年度新規課題に対する行政要請研究テーマ(行政ニーズ)について」を御参照ください。

参考：ERCAウェブサイト 公募要領・応募様式等(令和6年度)

https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/r06_koubo_2.html

---地方公共団体からの提案に対応・関係する行政ニーズ---

統合領域	No. 1-3
行政ニーズテーマ名	閉鎖性海域での流入負荷の管理の効率化を目指したC・N・Pの動態と沿岸生態系への影響の把握
研究開発の背景・必要性	<p>我が国では、水質総量削減制度の導入などにより汚濁負荷が削減され、水質が改善されてきた一方で、一部の海域においては、窒素・りんといった栄養塩類の不足によるノリ等の水産生物への悪影響が指摘されるようになってきていることから「きれいで豊かな海」を目指し、令和4年の改正瀬戸内海環境保全特別措置法では、栄養塩類管理計画に基づく海域への栄養塩類供給が可能となったが、水産生物以外も含めた沿岸生態系全体への影響は十分に明らかになっていない。</p> <p>また、瀬戸内海環境保全基本計画(令和4年2月)で、藻場・干潟等のCO2吸収・排出の評価に向けた調査・検討等の必要性が指摘されるなど、沿岸生態系により固定・貯留される有機物の中でも炭素はブルーカーボンとして、新たな二酸化炭素吸収源対策と目されている。</p> <p>(引用資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海環境保全特別措置法改正の概要 https://www.env.go.jp/water/heisa/setonaikai_law_rev.html ・瀬戸内海環境保全基本計画 https://www.env.go.jp/water/heisa/law.html
環境省が求める研究開発の成果(科学的知見)	<p>閉鎖性海域においては陸域からの流入負荷が果たす役割が比較的大きいことから、下水道等の運転管理により海域に流入する汚濁負荷中の炭素・窒素・りんが、海域の水質にどのように影響を及ぼし、さらに藻場等の現存量にどのような影響を与えるのか解明することにより、排水規制による流入水質管理と藻場等の沿岸生態系による炭素貯留(ブルーカーボン)の相互関係を定量的に評価することを期待する。</p>
研究開発成果の活用方法	<p>人為的な汚濁負荷の制御と海中の炭素・窒素・りんの動態、さらには藻場等の沿岸生態系の現存量との相互関係が定量的に明らかになることにより、水質と生物多様性・生産性が両立するような、より高度な栄養塩類等の適正管理が可能となる。</p> <p>さらに、沿岸海域における炭素の動態が明らかとなることで、藻場・干潟・浅場等の保全・再生・創出をはじめブルーカーボンに係る施策を定量的な評価のもとに推進し、カーボンニュートラルの実現に貢献する。</p>

気候変動領域	No. 2-4
行政ニーズ名	暑さ指数の精緻化に関する研究及び熱中症対策に関する定量的評価に関する研究
研究開発の背景・必要性	令和5年5月12日に改正気候変動適応法が公布され、特に重大な健康被害が発生する恐れのある場合には、熱中症特別警戒情報を新たに発表すること等を定めている。我が国においても、これまでの平均気温等の変化や気候変動の予測、並びに熱中症の死亡者の状況さらには国外の事例や示唆を踏まえ、熱中症対策を強化するとともに、極端な高温に対する備えを進める必要がある。
環境省が求める研究開発の成果（科学的知見）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、暑さ指数は約840地点で当日含め3日目までの予測や実況推定等（実測値は11地点のみ）がされているが、長期的な予測値や推定値の精度管理等が課題となっている。それらを解決する予測精度の向上、系統的に検証するシステム系の開発等の研究成果。 ・ 暑さ指数の定量的なリスク評価については、全国一律の基準となっているため、地域性や季節性を加味した重み付けによる定量的評価等の地域性等の評価に関する研究成果。 ・ 熱中症対策における啓発活動や冷涼な場所の提供に関する政策的効果の評価指標につながる、罹患率、重症化率、死亡率等の健康影響アウトカム改善を含む定量的評価方法（リアルタイム又は即時的、簡便なものが望ましい）に関する研究成果。
研究開発成果の活用方法	<p>熱中症対策実行計画（※令和5年5月30日閣議決定）における熱中症対策に関する施策及び熱中症対策の計画的な推進に活用されることが期待される。具体的には、効果的な普及啓発や積極的な情報提供、高齢者等の熱中症弱者のための対策、地方公共団体における熱中症対策等を推進するとともに、熱中症警戒情報（改正適応法における熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報）が発表された場合の関係者の対応の事前の確認・体制の整備などに寄与する。</p> <p>（※）熱中症対策実行計画及び気候変動適応計画（一部変更）の閣議決定について https://www.env.go.jp/press/press_01675.html</p>

資源循環領域	No. 3-6
行政ニーズ名	廃棄物の排出から処理の段階におけるPFASの管理手法の開発及び社会実装に向けた検討
研究開発の背景・必要性	<p>国際的なPFASの包括的管理の動向を踏まえ、日本においても対応の加速化が求められており、令和4年度から「PFAS総合戦略検討専門家会議」が開催されているところ。PFASのうち、PFOS・PFOAについては製造・使用が既に禁止されており、廃棄物の排出から処理・処分・リサイクルの段階で管理することが重要である。</p> <p>これまで推進費研究により、PFOSやPFOA等の廃棄物の焼却処理等における挙動や廃棄物最終処分場における挙動が取り組まれてきたが、その他のPFASを対象とした知見及び廃棄物処理の現場での管理のあり方に関する検討は不足している。</p> <p>これらの物質を含む廃棄物の適正処理にあたっては、排出実態の把握と分析によるモニタリングと評価、物質の性質や廃棄物の性状に応じた処理・低減技術の開発が必要である。</p>
環境省が求める研究開発の成果（科学的知見）	<p>PFOS・PFOAを含むPFAS廃棄物全般に関する実態調査を行い、PFASのうち、有害性や難分解性、存在量、国際的な注目度といった観点から対応の優先順位の高い物質及び廃棄物のフローを特定すること。</p> <p>また、上記を踏まえ、以下のいずれかの検討を実施すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 廃棄物分野で対応の優先順位の高い物質に対する網羅的な分析方法の整備や、社会実装を見据えたモニタリング手法の検討 ② 対応の優先順位の高い廃棄物の性状や物質の性質から考えられる処理方法・環境リスクの低減方法の検討

研究開発成果の 活用方法	実態調査により得られたデータを活用し、環境省として対応していく物質及び廃棄物の優先順位を把握する。 また、PFASを含有する廃棄物の適正管理方策をまとめたガイドライン等を検討する際に、実態調査により得られたデータは重要なバックデータとして、モニタリング手法や対策技術は具体的な管理手法として掲載することが想定される。
-------------------------	---

自然共生領域	No. 4-5
行政ニーズテーマ名	世界自然遺産地域における持続可能な観光管理手法の開発
研究開発の背景・ 必要性	世界自然遺産地域においては、新型コロナウイルスの感染収束に伴い、国内外から大幅な観光客の増加が予想され、オーバーユース等による資産価値への悪影響が懸念されている。各地域における資産の保護と管理は、世界遺産条約に基づく締約国の義務であり、とりわけ2021年に登録された奄美・沖縄では、観光管理を徹底するよう世界遺産委員会から勧告されている。このため、世界自然遺産地域における観光管理手法の開発が喫緊の課題である。また、遺産地域では、利用動態に関する基礎的な情報及び指標が不足しており、これらを充実させることが不可欠である。
環境省が求める 研究開発の成果 (科学的知見)	既存の世界自然遺産5地域又はその一部を対象として、観光利用が遺産の顕著で普遍的な価値(生態系や生物多様性等)に与える影響を、定量的に評価するための指標を開発し、行政のリソースやコスト、地域の実情及び実現可能性等を勘案したうえで、地域資源を活用した持続可能な地域振興のための観光管理手法を提示すること。その際、可能であれば、複数のシナリオを用いた将来予測を行うこと。
研究開発成果の 活用方法	既存の世界自然遺産地域の観光影響負荷やその要因分析、今後の予測等を通じ、観光振興やオーバーツーリズム対策を講じる施策に役立てるとともに、各地域において持続可能な地域振興施策を立案するための基礎とする。また、世界自然遺産5地域のうち「奄美・沖縄」については、世界遺産登録に当たり世界遺産委員会から観光管理を徹底するよう勧告されており、その課題解決のための基礎資料として活用する。